

# 社会福祉法人 あいあい

## 評議員選任・解任委員会運営細則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人あいあい定款第6条第1項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する手続き等について定める。

### (委員会の設置)

第2条 委員会は、評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

### (委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、3名以上（外部委員1名以上）とする。

### (委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

### (委員の報酬等)

第5条 委員に対して、勤務実態に即して支給することとし、委員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(1) 委員に対して、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### 別表1（委員の費用弁償）

#### (1) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会等への出席	岡山市内 5,000円 市外 6,000円

(招集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(招集通知)

第7条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長の選任)

第8条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第10条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
  - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 委員会に出席した委員の氏名
  - (4) 委員会の議長の氏名
- 3 議事録は、書面をもって作成し、委員長（議長）及び出席委員が署名する。
- 4 議事録は、委員会の日から10年間保存する。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。